



長野県報

3月31日(月)
平成20年
(2008年)
号外

目次

規 則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則(こども・家庭福祉課).....	2
児童虐待の防止等に関する法律に基づく証票の様式を定める規則(こども・家庭福祉課).....	2
薬事法施行細則の一部を改正する規則(薬事管理課).....	3
建築基準法施行細則の一部を改正する規則(建築管理課).....	4
長野県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程(経営企画課).....	12
指導力不足等教員の認定等に関する規則(教育総務課).....	12

告 示

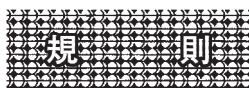
森林づくり地域活動推進事業補助金交付要綱の廃止(森林整備課).....	13
高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規程の一部改正(高校教育課).....	13

公 告

医療法に基づく第5次長野県保健医療計画の概要(医療政策課).....	14
長野県環境影響評価条例に基づく対象事業の実施の引き継ぎ(環境政策課).....	17
肥料取締法に基づく特殊肥料の検査の結果(農業技術課).....	17
地方自治法に基づく監査の結果に関する報告(監査委員事務局).....	18

訓 令

長野県立高等学校における兼務に関する規程(高校教育課).....	31
----------------------------------	----



児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成20年 3月31日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第12号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則(昭和41年長野県規則第20号)の一部を次のように改正する。

様式第7号の表中

「第 号 年 月 日交付 長野県印 を 所 属 職 氏 名 」

「第 号 年 月 日交付 長野県知事 印 所 属 職 氏 名 」

に、同様式の裏中「携帯させなければならない」を「携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

こども・家庭福祉課

児童虐待の防止等に関する法律に基づく証票の様式を定める規則をここに公布します。

平成20年 3月31日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第13号

児童虐待の防止等に関する法律に基づく証票の様式を定める規則

児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項に規定する証票を定める規則(平成13年長野県規則第26号)の全部を改正する。

児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「法」という。)第8条の2第1項、第9条第1項、第9条の2第1項及び第9条の6に規定する証票の様式は、次の各号に掲げる証票の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 法第8条の2第1項、第9条第1項及び第9条の2第1項に規定する証票 様式第1号
(2) 法第9条の6に規定する証票 様式第2号

(様式第1号)

(縦5.5センチメートル)
(横9センチメートル)

表

証 票
第 号 年 月 日交付
長野県知事 印
所 属 職 氏 名
上の者は、児童虐待の防止等に関する法律第8条の2第1項、第9条第1項及び第9条の2第1項の規定
児童委員
児童福祉司
児童の福祉に関する
事務に従事する職員
による であることを証明する。

裏

児童虐待の防止等に関する法律抜粋
第8条の2 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。
第9条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。
2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問は、児童福祉法第29条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問とみなして、同法第61条の5の規定を適用する。
第9条の2 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は前条第1項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。

(様式第2号)

(縦5.5センチメートル)
(横9センチメートル)

表

証 票
第 号 年 月 日交付
長野県知事 印
所 属 職 氏 名
上の者は、児童虐待の防止等に関する法律第9条の6の規定 児童福祉司 による 児童の福祉に関する であることを証明する。 事務に従事する職員

裏

児童虐待の防止等に関する法律抜粋

第9条の3 都道府県知事は、第8条の2第1項又は第9条第1項の児童の保護者が前条第1項の規定による出頭の求めに応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を捜索させることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による臨検又は捜索をさせるときは、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。

第9条の6 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第9条の3第1項の規定による臨検若しくは捜索又は同条第2項の規定による調査若しくは質問をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

こども・家庭福祉課

薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成20年3月31日

長野県知事 村 井 仁

長野県規則第14号

薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則（昭和36年長野県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第3条を第6条とし、第2条の次に次の3条を加える。

（登録販売者試験）

第3条 法第36条の4第1項に規定する登録販売者試験を受けようとする者は、登録販売者試験受験願書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 薬事法施行規則第159条の5第2項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類

(2) 写真（正面向、脱帽、上半身像で出願前6月以内に撮影したもの）
（合格証書）

第4条 知事は、登録販売者試験に合格した者に対しては、合格証書（様式第2号）を交付するものとする。

（不正行為に対する処分）

第5条 知事は、不正の手段によって登録販売者試験を受け、又は受けようとした者に対しては、その試験を停止し、又はその合格の決定を取り消すことがある。

附則の次に次の様式を加える。

(様式第1号) (第3条関係)

登録販売者試験受験願書

年 月 日

長野県知事 殿

本籍地（都道府県名）

住 所

連 絡 先

（ふりがな）

氏 名

性 別

年 月 日生

次により、登録販売者試験を受けさせていただきます。

受験場所

長野県収入証紙欄
(消印しないこと。)

(写 真 欄)

(1) 大きさは、縦5センチメートル、横4.5センチメートル程度のもの
(2) 出願前6月以内に撮影した正面向き、脱帽、上半身像のもの
(3) 裏面に氏名を記載すること

(添付書類) 薬事法施行規則第159条の5第2項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類

(備 考) 「本籍地」は、日本国籍を有していない者については、その国籍を記載すること。

(様式第2号) (第4条関係)

第 号

合 格 証 書

氏 名

年 月 日生

年 月 日施行の登録販売者試験に合格したことを証します。

年 月 日

長野県知事 印

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

薬事管理課

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成20年3月31日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第15号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(昭和35年長野県規則第63号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第1条の3第13項」を「第1条の3第7項」に、「同条第1項、第3項、第4項又は第6項」を「同条第1項又は第4項」に改め、同項第2号中「又は第68条」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「第4条の8第1項第3号」を「第4条の8第1項第5号」に、「鉄骨造建築物施工状況報告書(様式第1号)」を「建築工事施工結果報告書(様式第1号)並びに建築工事における材料及び部位の試験、検査その他の施工の状況を知事が別に定めるところにより記載した書類」に改め、同項を同条第2項とする。

第4条の次に次の1条を加える。

(定期報告に係る建築物の除却等の届出)

第4条の2 前条各号に掲げる建築物を除却し、又は使用を休止しようとするときは、建築物除却・使用休止届(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定により休止の届出をした建築物については、当該建築物の使用を休止している間は、法第12条第1項の規定による調査及び報告を要しない。

3 第1項の規定による休止の届出をした建築物の使用を再開しようとするときは、建築物使用再開届(様式第2号の2)に省令第5条第3項に規定する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

4 前条各号に掲げる建築物の所有者、管理者又は名称を変更したときは、建築物(建築設備等)の所有者等変更届(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

第5条第1項中「第12条第2項」を「第12条第3項」に改め、同条第2項中「第12条第2項」を「第12条第3項」に、「前条各号」を「第4条各号」に改め、同条第3項中「第12条第2項」を「第12条第3項」に改める。

第5条の次に次の1条を加える。

(定期検査に係る建築設備等の廃止等の届出)

第5条の2 前条第1項及び第2項に規定する建築設備又は同条第3項に規定する工作物(以下「建築設備等」という。)を廃止し、又は使用を休止しようとするときは、建築設備等廃止・使用休止届(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定により休止の届出をした建築設備等については、当該建築設備等の使用を休止している間は、法第12条第3項の規定による検査及び報告を要しない。

3 第1項の規定による休止の届出をした建築設備等の使用を再開しようとするときは、建築設備等使用再開届(様式第4号の2)に省令第6条第3項に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

4 前条各項に規定する建築設備等の所有者、管理者又は名称を変更したときは、建築物等の所有者等変更届(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

5 建築物の除却、休止又は第4条の2第3項の規定による使用の再開と同時に建築設備等の廃止、休止又は第3項の規定による使用の再開(以下「建築設備等の廃止等」という。)を行う場合にあつては、第4条の2第1項又は第3項の規定による届出書に建築設備等の廃止等に係る事項を記載することをもって、それぞれ第1項又は第3項の規定による届出をしたものとみなす。

第6条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 一の建築物が前項各号の2以上に該当するときは、同項の規定にかかわらず、次の各号に定める時期を省令第5条第1項の規定により特定行政庁が定める時期とする。

(1) 前項第1号及び第4号に該当する場合にあつては、当該報告の始期及び間隔は次に定めるとおりとする。

ア 始期 昭和62年4月1日から昭和63年3月31日までの期間

イ 間隔 3年

(2) 前項第2号及び第3号に該当する場合にあつては、当該報告の始期及び間隔は次に定めるとおりとする。

ア 始期 当該各号に規定する第4条各号ごとに、その用途に供する部分の床面積(同条第2号にあつては、客席の部分の床面積とする。)を合算した値が最も大きくなる場合における当該号に係る始期

イ 間隔 2年

(3) 前項各号に規定する報告の始期及び間隔が異なる場合にあつては、当該報告の始期及び間隔は次に定めるとおりとする。

ア 始期 前項第2号又は第3号に規定する第4条各号ごとに、その用途に供する部分の床面積(同条第2号にあつては、客席の部分の床面積とする。)を合算した値が最も大きくなる場合における当該号に係る始期

イ 間隔 2年

第7条及び第8条を次のように改める。

第7条及び第8条 削除

第12条を次のように改める。

第12条 削除

第22条第1項第1号及び第2号中「表の1」を「表1」に改め、同項第3号及び同条第3項第3号中「表の1の(ぬ)の項に掲げる図書」を「表2の(30)の項の(ろ)欄に掲げる図書のうち日影図及び日影形状算定表」に改める。

第37条第1項及び第2項中「から(3)まで及び(40)から(43)」を「(3)、(4)、(6)及び(42)から(49)」に改める。

第38条の見出し中「計画概要書等」を「建築計画概要書等」に改め、同条第1項中「第11条の7第4項」を「第11条の4第3項」に、「及び建築基準法令による処分の概要書並びに同条第2項に規定する築造計画概要書」を「築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、処分等概要書及び全体計画概要書」に、「計画概要書等」を「建築計画概要書等」に改め、同条第2項から第6項まで中「計画概要書等」を「建築計画概要書等」に改める。

様式第1号から様式第4号の2までを次のように改める。

(様式第1号)(第3条関係)

建築工事施工結果報告書

報告者 工事監理者	() 級建築士 () 登録 第 号 氏名 印 事務所名 住所 電話				
建築主	氏名	住所	電話		
工事施工者	会社名 代表者 建設業の許可(大臣・知事) 登録 第 号 住所 電話				
設計者	() 級建築士 () 登録 第 号 氏名 事務所名 住所 電話				
建築工事名称					
建築場所					
確認済証交付機関					
確認・計画通知年月日及び番号	平成 年 月 日 第 号				
建築物の概要	主要用途		工事種別		
	構造		階数	地上 階 地下 階	
	建築面積	m ²	延べ面積	m ²	
報告部分の概要	工区名称				
	建築面積	m ²	延べ面積	m ²	
	計算方法	(X) 方向 ・ルート1 ・ルート2 - () ・ルート3 (Y) 方向 ・ルート1 ・ルート2 - () ・ルート3			
		・限界耐力計算 ・時刻歴応答解析 ・その他 ()			
	認定材料	コンクリート			
		鋼材等			
免震・制御部材					
その他					
工事監理者所見					

(備考) 工事の種類毎に知事が別に定める書類を添付すること。

(様式第2号) (第4条の2関係)

建築物 除却 使用 休止 届

年 月 日

長野県知事 殿

届出者 住所
氏名

㊟

次の建築物を 除却 使用 休止 しました。

所有者の住所及び氏名		
管理者の住所及び氏名		
建築物の概要	所在地	
	名称	
	用途	
	構造	
	規模	階数 (地上 階 ・ 地下 階)、延べ面積 (m ²)
確認済証交付者並びに確認済証交付年月日及び番号		年 月 日 号
検査済証交付者並びに検査済証交付年月日及び番号		年 月 日 号
前回報告年月日及び番号		年 月 日 号
同時に廃止又は使用休止とする建築設備等に係る前回報告年月日及び番号	建築設備 : (昇降機を除く。)	年 月 日 号
	昇降機 :	年 月 日 号
	工作物 :	年 月 日 号
除却又は使用休止の理由		
除却年月日又は使用休止期間		除却年月日 : 年 月 日 使用休止期間 : 年 月 日 から 年 月 日 まで
休止期間中の維持保全		
備考欄		

- (備考) 1 届出者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
 2 使用休止期間が変更になる場合は、改めて建築物使用休止届を提出すること。
 3 「同時に廃止又は使用休止とする建築設備等に係る前回報告年月日及び番号」欄は、建築物の除却又は使用休止と同時に廃止又は使用休止する建築設備等がある場合には、該当するものをすべて記入すること。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添付すること。

(様式第2号の2)(第4条の2関係)

建築物使用再開届

年 月 日

長野県知事 殿

届出者 住所
氏名

㊟

次の建築物の使用を再開します。

所有者の住所及び氏名		
管理者の住所及び氏名		
建築物の概要	所在地	
	名称	
	用途	
	構造	
	規模	階数 (地上 階 ・ 地下 階)、延べ面積 (m ²)
確認済証交付者並びに確認済証交付年月日及び番号		年 月 日 号
使用休止届出日 (使用休止期間)		年 月 日 (使用休止期間 : 年 月 日 から 年 月 日 まで)
前回報告年月日及び番号		年 月 日 号
同時に使用を再開する建築設備等に係る前回報告年月日及び番号		建築設備 : 年 月 日 号 (昇降機を除く。)
		昇降機 : 年 月 日 号
		工作物 : 年 月 日 号
使用再開年月日		年 月 日
備考欄		

(備考) 1 届出者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

2 省令第5条第3項に規定する書類を添付してください。

3 「同時に使用を再開する建築設備等に係る前回報告年月日及び番号」欄は、建築物の使用の再開と同時に使用を再開する建築設備等がある場合には、該当するものをすべて記入すること。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添付すること。また、当該建築設備等に係る省令第6条第3項に規定する書類を添付すること。

(様式第3号)(第4条の2、第5条の2関係)

建築物(建築設備等)の所有者等変更届

年 月 日

長野県知事 殿

届出者 住所
氏名

㊟

次の建築物(建築設備等)の所有者等を変更しました。

定期報告対象建築物(建築設備等)	建築物(建築設備等)の所在地	
	建築物の名称	
	建築物の用途	
	検査対象建築設備(昇降機を除く。)	
	検査対象昇降機等	
	検査対象工作物	
	前回報告年月日及び番号	建築物 : 年 月 日 号
建築設備 : (昇降機を除く。) 年 月 日 号		
昇降機 : 年 月 日 号		
工作物 : 年 月 日 号		
変更事項	所有者の住所及び氏名	新
		旧
	管理者の住所及び氏名	新
		旧
	建築物の名称	新
		旧
変更した日	年 月 日	
変更の理由		
備考欄		

- (備考) 1 届出者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
2 変更事項のうち該当する項目について記入すること。

(様式第4号)(第5条の2関係)

建築設備等 廃止届
使用休止届

年 月 日

長野県知事 殿

届出者 住所
氏名

㊟

次の建築設備等を 廃止
使用休止 しました。

所有者の住所及び氏名		
管理者の住所及び氏名		
建築物の概要	所在地	
	名称	
	用途	
	規模	階数 (地上 階・地下 階)、延べ面積 (m ²)
建築設備等の種類、用途及び構造		
確認済証交付者並びに確認済証交付年月日及び番号		年 月 日 号
検査済証交付者並びに検査済証交付年月日及び番号		年 月 日 号
前回報告年月日及び番号	建築設備 : (昇降機を除く。)	年 月 日 号
	昇降機 :	年 月 日 号
	工作物 :	年 月 日 号
廃止又は使用休止の理由		
廃止年月日又は使用休止期間		廃止年月日 : 年 月 日 使用休止期間 : 年 月 日 から 年 月 日 まで
備考欄		

- (備考) 1 届出者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
2 使用休止期間が変更になる場合は、改めて建築設備等使用休止届を提出すること。

(様式第4号の2)(第5条の2関係)

建築設備等使用再開届

年 月 日

長野県知事 殿

届出者 住所
氏名

㊟

次の建築設備等の使用を再開します。

所有者の住所及び氏名		
管理者の住所及び氏名		
建築物の概要	所在地	
	名称	
	用途	
	規模	階数 (地上 階・地下 階)、延べ面積 (m ²)
建築設備等の種類、用途及び構造		
確認済証交付者並びに確認済証交付年月日及び番号		年 月 日 号
使用休止届出日 (使用休止期間)		年 月 日 (使用休止期間： 年 月 日 から 年 月 日 まで)
前回報告年月日及び番号		建築設備： 年 月 日 号 (昇降機を除く。)
		昇降機： 年 月 日 号
		工作物： 年 月 日 号
使用再開年月日		年 月 日
備考欄		

- (備考) 1 届出者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
2 省令第6条第3項に規定する書類を添付すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の建築基準法施行細則(以下「新規則」という。)第3条第2項及び様式第1号は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知(以下「確認申請等」という。)がされた建築物について適用し、施行の日前に確認申請等がされた建築物については、なお従前

の例による。

- 3 この規則の施行の際現に使用を休止している改正前の建築基準法施行細則（以下「旧規則」という。）第4条各号に掲げる建築物の所有者又は管理者は、その建築物の使用を再開しようとするときは、新規則第4条の2第3項の規定による建築物使用再開届（様式第2号の2）を知事に提出しなければならない。
- 4 この規則の施行の際現に使用を休止している旧規則第5条第1項及び第2項に規定する建築設備又は同条第3項に規定する工作物の所有者又は管理者は、その建築設備又は工作物の使用を再開しようとするときは、新規則第5条の2第3項の規定による建築設備等使用再開届（様式第4号の2）を知事に提出しなければならない。
- 5 この規則の施行の日前に開始した建築基準法第12条第1項の調査又は同条第3項の検査については、なお従前の例による。

建築管理課

長野県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成20年3月31日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 峯山 強

長野県公営企業管理規程第3号

長野県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程

長野県公営企業財務規程（昭和42年長野県公営企業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

別表の第3 観光施設事業会計勘定科目表を削る。

附 則

この管理規程は、平成20年4月1日から施行する。

経営企画課

指導力不足等教員に係る認定等に関する規則をここに公布します。

平成20年3月31日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第3号

指導力不足等教員に係る認定等に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「法」という。）第25条の2第1項に規定する教諭等その他の児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）に対する指導が不適切である教員に係る認定その他必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、「教員」とは、長野県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）の任命に係る教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師をいう。

2 この規則において、「指導力不足等教員」とは、精神疾患等の疾病以外の理由により、第4条の規定により次の各号のいずれかに該当する者と認定された教員をいう。

- (1) 教科に関する専門的知識、技術等が不足しているため、学習指導を適切に行うことができない者
- (2) 指導方法が不適切であるため、学習指導を適切に行うことが

できない者

- (3) 児童等の心を理解する能力や意欲に欠け、学級経営や生徒指導を適切に行うことができない者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教員としての資質に問題があり、学習指導、学級経営、生徒指導等を適切に行うことができない者
（指導力不足等教員の認定に係る申請）

第3条 指導力不足等教員の認定に係る申請については、次の各号に掲げる当該申請に係る教員の区分に応じ、当該各号に定める者（以下「申請者」という。）が、県教育委員会に対して行うものとする。

- (1) 県立学校に勤務する教員 当該教員が勤務する学校の校長（園長を含む。以下同じ。）又は当該学校の児童等の保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。以下同じ。）
- (2) 市町村立（市町村学校組合立を含む。以下同じ。）学校に勤務する教員 当該教員が勤務する学校を設置する市町村教育委員会（市町村学校組合教育委員会を含む。以下同じ。）又は当該学校の児童等の保護者

2 前項に定めるもののほか、指導力不足等教員の認定に係る申請に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

（指導力不足等教員の認定）

第4条 県教育委員会は、前条第1項の申請により指導力不足等教員の認定を行うものとする。

（事実の確認の方法等）

第5条 県教育委員会は、第3条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る教員について、第2条第2項各号に係る事実の確認をするものとする。この場合において、当該教員の勤務する学校が県立学校である場合にあつては、その学校の校長等から、市町村立学校である場合にあつては、これを所管する市町村教育委員会を通じて当該教員の勤務する学校の校長等から当該教員の児童等に対する指導の状況等についての報告を求めるものとする。

2 県教育委員会は、前項の申請に係る教員のうち、その原因が精神疾患等の疾病に起因するものである可能性があると認められる者については、当該教員に対し、精神科医等の医師の診断書の提出を求めることができるものとする。

（判定委員会）

第6条 県教育委員会は、指導力不足等教員の認定に当たっては、

教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び県内に居住する保護者である者（以下「専門家等」という。）で構成する判定委員会の意見を聴かなければならない。

2 専門家等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 判定委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

（意見聴取）

第7条 県教育委員会は、指導力不足等教員の認定に当たっては、当該教員の意見を聴かなければならない。

（認定結果の通知）

第8条 県教育委員会は、指導力不足等教員の認定について、その結果を当該教員、申請者等に通知するものとする。

（指導改善研修）

第9条 県教育委員会は、指導力不足等教員に対して、法第25条の2第1項に規定する指導改善研修（以下「指導改善研修」という。）を実施しなければならない。

2 指導改善研修の期間は、1年を超えてはならない。ただし、特に必要があると認めるときは、県教育委員会は、指導改善研修を開始した日から引き続き2年を超えない範囲内で、これを延長することができるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、指導改善研修に関する事項は、教育長が別に定める。

（指導改善研修終了時の認定等）

第10条 県教育委員会は、指導改善研修の終了時において、指導改善研修を受けた指導力不足等教員の児童等に対する指導の改善の程度に関する認定を行うものとする。この場合においては、第6条第1項、第7条及び第8条の規定を準用する。

2 前項の改善の程度は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指導が改善し、児童等に対して適切に指導を行える程度
- (2) 児童等に対する指導が不適切であるが、更に指導改善研修を行えば、適切に指導を行える程度までの改善が見込まれる程度
- (3) 児童等に対する指導が不適切であり、適切に指導を行える程度まで改善する余地がない程度

（指導改善研修後の措置）

第11条 県教育委員会は、前条の認定において指導の改善が不十分でなお児童等に対する指導を適切に行うことができないと認める指導力不足等教員に対して、免職その他の必要な措置を講ずるものとする。

（補則）

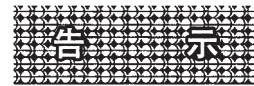
第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に教育長が定めるところによりなされた指導力不足等教員に係る申請、判定等は、この規則の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

教育総務課



長野県告示第275号

森林づくり地域活動推進事業補助金交付要綱（平成19年長野県告示第220号）は、平成20年3月31日限り、廃止し、平成19年度のこの告示による廃止前の森林づくり地域活動推進事業補助金交付要綱の規定による補助金については、なお従前の例によります。

平成20年3月31日

長野県知事 村井 仁

森林整備課

長野県教育委員会告示第1号

高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規程（昭和49年長野県教育委員会教育長告示第7号）の一部を次のように改正します。

平成20年3月31日

長野県教育委員会教育長 山口 利幸

第2条第1号中「第45条第3項」を「第54条第3項」に改める。

高校教育課